

平成 30 年度第 1 回富山県環境審議会水環境専門部会 議事概要

1 日時

平成 31 年 2 月 21 日（木）午後 1 時 30 分～2 時 45 分

2 場所

富山県民会館 509 号室

3 出席者

委員：楠井専門部会長、内藤特別委員（代理：国土交通省富山河川国道事務所 渡邊副所長）、倉光専門員、高橋専門員、袋布専門員、手計専門員、中山専門員、藤縄専門員

事務局：横井生活環境文化部次長、中島環境保全課長、石野水質保全係長、長谷主任、村澤主任、塚本主任ほか

4 議事

(1) 平成 31 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

(2) 報告事項

5 主な意見、質疑応答

(1) 平成 31 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

[委員等]

地下水の測定について、4 年ローリングで実施するとのことであるが、これは、国の基準などに合わせて行っているのか、もしくは、富山県独自の考え方なのか。

[事務局]

国の処理基準に従って行っている。他県でもローリングで行っているところが多く、富山県独自のやり方ではない。

[委員等]

汚染井戸周辺地区調査の結果について、[上水道が敷設され、飲用の利用がない]とあるが、それだけでは飲用の可能性がないとは言えない。この地下水は工業用水としてのみ利用されているからなど、井戸の利用形態からみて飲用の可能性がないと言えないのか。

[事務局]

今回の調査井戸は、工場での冷却水等の工業利用のほか、道路の消雪用として使用されており、利用の目的で見る限り直接飲用している事例はない。

[委員等]

水循環を考えると地下水と河川は間接的につながっている。今回汚染が検出されたのは深井戸であり河川に直接影響はないと思われるが、浅井戸で汚染があった場合に何らかの形で汚染が河川に出てしまうおそれまで考える必要はないのか。

[事務局]

今回の事例では、地下水の流れの下流側の浅井戸では検出されていない。工業用水として利用されている井戸では工場の中で使用したあと、排水処理がされ河川に排水されているが、濃度の状況をも、排水基準を超えていないことから、河川への影響はないと整理している。

[委員等]

29年度における河川のBODが過去に比べて下がったとのことであったが、これは一時的なものか、何か理由が分かっているのか。

[事務局]

原因については分かっていない。28年度までは、上昇傾向にある河川があったことから、上昇原因について研究をしていたところである。今後も継続して調査し、原因についても調べていきたい。

[委員等]

同じ地点で2者が測定している場合があれば、それらの結果を見比べてトレンドを見る必要がある。観測方法はサンプリングなどにより変動幅や誤差があるため、単純に一点の平均を見ただけでは危ないのではないのか。

[事務局]

同じ地点で複数の機関が同時に測定を行うということではなく、役割分担のもと行っている。また測定方法も同じやり方で実施している。ここでは環境基準達成状況の評価のため75%値を記載しているが、毎月の生データなどを見たうえで考察などを行っている。ご指摘を踏まえ、今後も傾向を見ていきたい。

[委員等]

上昇傾向については、県環境科学センターにおいて、調査研究を行っているところであり、結果を期待している。

[委員等]

汚染井戸周辺地区調査について、汚染が発見された井戸の半径 500m の範囲内の井戸で調査を実施するとのことであるが、実施する井戸は事前に把握しているのか。

[事務局]

富山県地下水の採取に関する条例の対象地域であれば、一定規模以上の井戸を把握できているが、個人宅の小規模の井戸など把握できていないものについては、その都度、関係機関に確認している。

[委員等]

地下水の計画では汚染が発見された際の対応策を具体的に記載しているが、公共用水域の計画では「本計画に定めがない細部の事項については、関係機関が協議の上、定める」とされているだけで、汚染があった場合の対応が記載されていないのはなぜか。

[事務局]

河川等ではいろいろなケースが想定されるため、対応について詳細には記載していないが、基本的には地下水と同様、汚染が見つければ発生源の調査等を行う。

[委員等]

河川であれば、流下する速度が速いため、汚染が流下方向に早く流れてしまう。関係機関とどういった対応をするのか。

[委員等]

常時監視の調査とは少し違うが、漏洩事故の対策ということであれば、関係機関が協力して、発生源を突き止め、対策を行うということになるのではないか。

[事務局]

河川等での水質事故対策については、対応マニュアルを作成し、関係機関と連絡組織を構築して対応している。測定計画には河川等の公共用水域に異常があった場

合の対応が書ききれていないが、異常があれば、河川の上流や支流で測定を行うなど、可能な限り迅速に対応を行うこととしている。

- 平成 31 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、県の原案のとおり決した。

(2) 報告事項（冬期間の地下水位低下時における注意喚起の実施について）

[委員等]

高岡市内の観測井の注意喚起水位を新たに京町観測井に設定したことについて、これは従来の能町観測井と同じ値で設定されたという認識でよいか。

[事務局]

能町観測井と京町観測井の注意喚起水位の値は異なる。能町観測井と京町観測井は、直線距離では 3 km 程度離れており、地質の関係からか通常時や降雪時の地下水位の値も異なっていることから、両観測井の相関を加味して、能町観測井設定時と同様の考え方で京町観測井に設定し直したところである。

[委員等]

例えば電力の話であれば、夏場の節電が必要な時には事業所ごとに電力供給業者との契約があつて、供給の限界に近づくと事業所に節電に関する警報が出ると思う。

地下水位低下時の注意報発令については、地下水は無料なので、どの程度強制力を持った節水呼びかけ制度なのか、どの程度事業者の理解が得られているのか。

[事務局]

平成 30 年大雪時には、地下水位が大幅に低下し、業務用や生活用での取水障害の苦情が多数行政機関に寄せられた。地下水利用者みんなで節水することにより、地下水位低下の緩和や取水障害発生時間の短縮が図られるということが、地下水利用者の節水のモチベーションとなると考えている。

また、この節水呼びかけの制度については、自主的な節水を呼びかける協力要請であり、強制力はないものとしてまずは運用を開始した。

説明会の開催、緊急連絡訓練の実施等により、取組みが浸透するよう県としても努めている。

[委員等]

工場等で大規模に地下水を利用して注意報等が発令されたとき、一番最初に取水障害の被害を受けるのは浅井戸の一般家庭である可能性が高いと思われる。そういったときに、いくら一般家庭で節水協力したとしても、大規模取水者が節水しないと意味がないと思う。何か対策は考えられているのか。

[事務局]

本県の冬期間の地下水位低下に大きな影響を与えているのは、消雪設備での多量の取水であると認識している。消雪設備は、国、県、市町村が管理しているものが多いため、これらの道路管理部局が参画するワーキンググループを組織し、注意報等発令時の具体的な取組みについても話し合っている。

また、来年度は、「地下水環境健全化推進事業」で節水の取組みを促進していきたい。

[委員等]

注意報等が発令された場合、県庁内ではどのような取組みが実施されるのか。

[事務局]

ワーキンググループに対し、一番地下水を使いたいときに節水することは難しいかもしれないが、例えば残雪処理時間の短縮、消雪設備の集中監視を行っているところではテレビモニタで状況を確認しながら不必要な散水を遠隔で停止するなどの取組みを実施いただくことになっている。

実際に、県の道路部局に聞いたところ、平成30年大雪時には自らが管理する消雪設備も低水位センサーが作動し水が揚がらない状況があったと聞いており、皆で節水に取り組むことでできるだけ地下水位低下を緩和したいと考えている。